

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

○ 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を設置

II. 金融機関による円滑な資金供給の促進

○ 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底

- (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
- 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること

○ 地域経済活性化支援機構法に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定

- 機構法64条「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」

○ 金融業界は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ

○ 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

III. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

○ 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す

- ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
- ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表

○ 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国約 11,200 の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援

- ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】

○ 年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る

- ⇒ 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

○ 企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充

【当初予算政府保証枠:1兆円】

- ⇒ 直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加【補正予算:30億円】

○ 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

- ⇒ 経営支援型等のセーフティネット貸付【事業規模:5兆円】
- ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
- ⇒ 政府系金融機関による資本性劣後ローンの拡充【事業規模:0.4兆円】

○ 全都道府県に中小企業支援ネットワーク(※)を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

- ⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等
- (※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

IV. 個々の借り手への説明・周知等

○ 金融機関は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを個々の中小企業・小規模事業者に説明

○ 円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不変であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、商工会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、行政書士会等を通じ、中小企業・小規模事業者に幅広く説明

○ わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した中小企業・小規模事業者に対する広報の実施

○ 経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、関係団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請

○ 金融庁及び中小企業庁等において、中小企業・小規模事業者等に対する説明会、意見交換会等を集中的に実施

○ 全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約 580 カ所)を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

